

令和3年度第4回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和4年1月11日（火）午後3時00分から
多摩市役所 第二委員会室

2 出席者（5名）

出席者 古川会長、脇田副会長、萩生田委員、野田委員、佐々木委員（欠席：なし）
事務局 櫻田総務契約課長、山田契約係長、佐藤主事

3 議題

（1）審議事項

① 答申書（その2）（案）について

1 答申書（その2）（案）

2 公契約審議会における課題の検討状況と令和4年度以降の検討の方向性（案）

*事務局が資料1・2にて内容説明。

○意見等

会 長 多くの自治体で実施している学校給食業務について、財政状況がひっ迫している自治体では低賃金で働いているなどの問題が生じていると聞くが、多摩市ではそのような事態にはなっていないかと思うが、実態を把握しているか。来年度以降調査した方が良いのではないか。

事務局 今年度確認はしていないが、以前に学校給食業務の受託業者に調査した時には、公契約条例の趣旨を理解してもらい、協力関係を得られていたことや、近隣自治体よりも高い賃金・業務水準であったことを確認している。令和4年度については、調査方法含め検討していく。

委 員 適用労働者の範囲については、今後の課題を検討することから、各事業者へアンケート調査など行うような検討はしているか。

会 長 年度当初に行う業者へのアンケートで適用年齢についても項目に入れてみてはどうか。

事務局 令和2年度と3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、アンケート実施すると業者の負担になると判断し、アンケートを行わなかった。令和4年度はアンケートを実施するかについても検討していく。

○審議結果

答申書（その2）（案）について、記載のとおり決定する。

（2）報告事項

① 令和3年度 公契約条例対象案件について

*事務局が資料3・3-1にて内容説明。

会 長 特に人件費の比率が高い工事の分野については落札率が85%を下回ると労働者への適正な賃金が払われなくなることが想定される。今回の案件の一覧ではほとんどの工事は90%を上回っているので、現時点では問題ないと考えるが引き続き注視する必要がある。

② 令和4年度公契約審議会のスケジュール

*事務局が資料4にて内容説明。

③ 令和3年度公契約条例・行政視察の報告について

*事務局が資料5にて内容説明。

(3) その他

*事務局が参考資料にて内容説明。

事務局 公契約条例の基準は自治体ごとに様々あり、考え方や取り組み方も違ってきている。多摩市が公契約条例を実施している中で、他自治体の良い事例を参考に取り入れた方が良いのではないかなど、様々な意見が寄せられている。その中で今回は、草加市の事例を挙げて多摩市の公契約条例を見返す機会としたい。参考資料は草加市の事例で、「対象工事労働環境報告書」を事業者に提出させている。多摩市でもこのような報告書の形式で書類を提出してはどうかとの意見もあったので今回委員会で意見等をいただきたい。

会 長 前提として、草加市は公契約条例の違反に関して罰則規定はなく指導だけである。草加市の条例だと業者の負担が大きい。多摩市は条例を制定するにあたり業者負担を極力少なくするのを前提としているので、そこがそもそも違うのではないか。

委 員 報告書とあるが、誓約書の様な書類の扱いなので、記載事項も公契約の基準以外にも守って当たり前の内容となっている。多摩市でこの報告書を提出させる必要性は薄いと考える。

委 員 労働者にとって最低限のことしか記載されておらず、そもそもこれを守れず「いいえ」として提出する業者はいないだろう。

会 長 各委員の意見をまとめると、多摩市では公契約の案件について契約後も所管課の担当者が管理していることもあり、報告書として提出してもらう必要はないと考える。

4 閉会